

木更津市明るい選挙推進協議会規約

(目 的)

第 1 条 この会は、木更津市の選挙権者が選挙に際し、自ら自由に表明せる意思によって明るく、正しい選挙権の行使が行えるよう、かつ、これに必要な社会的運動を積極的に推進し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会は、木更津市明るい選挙推進協議会（以下「会」という。）という。

(事務所)

第 3 条 会の事務所は、木更津市選挙管理委員会事務局に置く。

(事 業)

第 4 条 会は、第 1 条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙の常時啓発及び臨時啓発
- (2) 常時啓発等を行うための研修
- (3) 県及び君津市、富津市並びに袖ヶ浦市選挙管理委員会との連絡調整
- (4) その他必要な事項

(組 織)

第 5 条 会は、木更津市に所在する公私の団体の有識者及び第 1 条の目的に賛同する学識経験者をもって構成する委員 30 名以内で組織する。

(委員の委嘱等)

第 6 条 会の委員は、木更津市選挙管理委員長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第 7 条 会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- 2 前項各号の役員は、委員の互選による。
- 3 役員の任期は、委員の任期とする。

(職 務)

第 8 条 会長は、会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 9 条 会の会議は、総会及び臨時総会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年 1 回、臨時総会は必要の都度、それぞれ会長が招集する。

3 会議は、会長が主宰する。

(総 会)

第 10 条 総会の議事は、会員の半数以上の出席により決定する。

2 ただし、出席されない会員については、委任状をもって出席とみなす。

(事務局)

第 11 条 会に事務局を置き、事務局長、その他の職員は、会長が委嘱する。

2 事務局職員は、会長の命をうけて会務を処理する。

(委 任)

第 12 条 この規約に定めるものの他、会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規約は昭和 57 年 3 月 8 日から施行する。

附 則 この規約は昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。